

第24期 第15回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和3年9月30日

伊予市農業委員会

第24期

第15回定例農業委員会総会議事録

令和3年9月30日（木）午後1時30分から、伊予市役所において第15回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	17名
農地利用最適化推進委員	4名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

議事日程

第1	議事録署名委員の指名	
第2	議案第76号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について	8件
	議案第77号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について	3件
	議案第78号 非農地証明願いについて	1件
	議案第79号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	3件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第15回9月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号13番 ○○ ○○ 委員、15番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第76号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第76号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求めます。

番号1につきまして事務局より一括説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	平岡	○○	○○
譲受人	下吾川	○○	○○
申請地	平岡	畑	外3筆
譲受人の耕作面積	○○	m ²	
申請理由	(譲渡人)	生前贈与	
	(譲受人)	生前贈与	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
 - 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
 - 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
 - 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
 - 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
 - 第6号 また貸しするおそれがある場合
 - 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
- 提出されている申請書からは、いずれの要件にも該当していませんでした。

議長

番号1につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、これ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇推進委員

〇〇さんは高齢ではありますが、農業をされています。譲受人である娘さんもお母さんと一緒に農業をされています。これを機会に娘さんの方へ譲りたいということになりましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2、番号3につきまして関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

2番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	交換	
	(譲受人)	交換	

権利の種類 贈与による所有権移転

3番

譲渡人 下吾川 ○○ ○○
譲受人 双海町上灘 ○○ ○○
申請地 双海町上灘 畑
譲受人の耕作面積 ○○m²
申請理由 (譲渡人) 交換
(譲受人) 交換

権利の種類 贈与による所有権移転

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号2、番号3につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、これ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

○○推進委員

○○さんは若いので、受け継ぐこととなりますが、いろいろ事情がありまして、○○さんが受けつぐということになりました。よろしく申し上げます。

議長

番号2、番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2、番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2、番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

4番

譲渡人 松山市 ○○ ○○
譲受人 上三谷 ○○ ○○

申請地 上三谷 田 外2筆
譲受人の耕作面積 〇〇m²
申請理由 (譲渡人) 競売
(譲受人) 経営規模拡張
権利の種類 競売による所有権移転

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号4につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇推進委員

農地の管理者が決定しましたことで、今後荒廃農地の管理について心配がなくなりました。安心しております。

議長

番号4について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局より説明をお願いします。

5番

譲渡人 松山市 〇〇 〇〇
譲受人 松山市 〇〇 〇〇
申請地 中山町栗田 田
譲受人の耕作面積 〇〇m²
申請理由 (譲渡人) 農地管理困難
(譲受人) 経営規模拡大
権利の種類 贈与による所有権移転

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号5につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇農業委員

今回の農地は、〇〇さんが管理されている土地の間にある農地として、今回申請することによって、一体的に〇〇さんが管理されると思いますので、何も問題ありません。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号5について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人 中山町佐礼谷 ○○ ○○

譲受人 松山市 ○○ ○○

申請地 中山町佐礼谷 畑

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 農作業従事困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 売買による所有権移転

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号6につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんは高齢のため農業困難です。〇〇さんが以前から藤本さんの農地を作られてきました。そのまま譲る話となりましたので、よろしく申し上げます。

議長

番号6について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局より説明をお願いします。

7番

譲渡人	上唐川	〇〇	〇〇
譲受人	上唐川	〇〇	〇〇
申請地	上唐川	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号7につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんのお父さんが〇〇年ぐらい前に亡くなりまして、相続しました。譲受人はお父さんの兄弟ということで、以前から当該農地を管理していました。〇〇さんは仕事を別にしていて管理ができないということで、この際に所有権を譲るという事になりました。よろしくをお願いします。

議長

番号7について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8につきまして事務局より説明をお願いします。

8番

譲渡人	上唐川	〇〇	〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	大平	畑	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

作付作物や保有機械は事前送付の説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号8につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人は7番の所有者と同じ方で、譲受人の〇〇さんが隣で農業をしています。この際に譲渡してもらい、〇〇さんに管理してもらうとのことです。よろしくお願いします。

議長

番号8について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■議案第77号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第77号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1、番号2につきまして関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	伊予郡砥部町	〇〇	〇〇
	伊予郡砥部町	〇〇	〇〇
	伊予郡砥部町	〇〇	〇〇
借受人	大阪府大阪市	株式会社〇〇	〇〇
		現場代理人	〇〇 〇〇
申請地	三秋	畑	外1筆
転用目的	工事中仮設棧橋（一時転用）		
権利の種類等	賃借権		

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、1ページから3ページまでになっております。

続きまして

2番

貸渡人	下吾川	〇〇	〇〇
借受人	大阪府大阪市	株式会社〇〇	〇〇

現場代理人 ○○ ○○

申請地 三秋 畑
転用目的 仮設番場事務所、仮設トイレ及び露天駐車場（一時転用）
権利の種類等 賃借権

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、4ページから6ページまでになっております。

以上になります。

議長

番号1、番号2につきましては、工事の延長による継続使用となっておりますので、○委員さんからありますように、来年の9月まで工事のために使用しますのでよろしくお祈いします。

番号1、番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1、番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

番号1、番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人 双海町高岸 ○○ ○○
譲受人 双海町上灘 ○○ ○○
申請地 双海町上灘 田
転用目的 居住用家屋建築
権利の種類等 所有権移転

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、7ページから10ページまでになっております。

以上です。

議長

番号3につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんは〇〇歳と若いですが、地元を離れずに町内に住んでいます。地元と付き合いをしていきたいということで、話がまとまりました。よろしくお願いします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

■議案第78号 非農地証明願いについて

議長

議案第78号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員の承認を求める。

議案第78号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

申出人 松山市 〇〇 〇〇

土地所有者 松山市 〇〇 〇〇

申出地 双海町上灘 畑 外10筆

証明書 非農地証明

現状 20年以上前に植林している状態

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、11ページから13ページまでになっております。

以上です。

議長

議案第78号につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇推進委員

この際にきちんとした手続きをしたいということで、申請したということです。よろしくをお願いします。

議長

議案第78号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第78号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第78号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

■議案第79号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第79号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

申出人 宮下 ○○ ○○

土地所有者 宮下 ○○ ○○

申出地 中山町中山 畑

転用目的 植林

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、14ページから16ページまでになっております。

以上です。

議長

番号1につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

○○農業委員

申請人の○○さんは伊予市の宮下に家を構えています。実家や申請地は中山でも一番

山の奥ということで、50分ぐらいかかるところにあります。植林してから〇〇年経ってしまして農地への回復は不可能であり、申請人の意向に沿った形でお伺いしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号1について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

申出人	中山町中山	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇
申出地	中山町中山	畑	外1筆
転用目的	植林		

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、17ページから21ページまでになっております。

以上です。

議長

番号2につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇推進委員

当該農地は杉や檜を植えていまして現状復帰が非常に困難であります。農地法にも抵触していまして大変申し訳ないと伺っておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号2について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

3番

申出人	上三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	上三谷	〇〇	〇〇
申出地	上唐川	畑	外2筆
転用目的	植林		

詳細につきましては、議案説明書に記載されていまして、説明図については、22ページから24ページまでになっております。

以上です。

議長

番号3につきまして議案説明書ではご意見をいただいておりますが、それ以外で地元委員さんの補足説明がありましたらお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんのお父さんがミカンを作っていましたが、亡くなられて相続されました。周辺にはミカン園がありましたが、すべて高齢のため廃園してしまい周囲が山林化している状態です。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号3について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、その他事項に移ります。

■その他

- ・役員会の開催について
事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年10月29日(金曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室
を開催予定としております。

以上で、第15回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第15回9月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時16分 閉会)